

行財政改革に関する決議

日本の経済状況や社会情勢は激変しており、本市においても、今後、難しい自治体経営を迫られるものと推察され、将来に禍根を残すことなく、更なる市民サービスの充実を図るとともに、健全な自治体運営を期す必要がある。この様なことから、本市議会は市の意思決定機関として、市の現状や将来について、積極的にその責務を果たすべく、平成20年12月に「行財政・議会改革等推進特別委員会」を設置し、行財政改革及び議会改革について、鋭意、調査・研究を行っているところである。

行財政改革については、市の事務事業が広範多岐に渡ることから、懸案となっている事業等を所管する常任委員会において、所管事務調査を行い、本特別委員会で総括的な取りまとめを行ってきたところである。各常任委員会における調査・研究の結果、本市の現況や方向性、更には先進自治体との比較や事例などを踏まえると、行政の取り組みは、何れも消極的な面があると言わざるを得ないとの結論に至った。

本特別委員会は、これら所管事務調査の結果として出された各常任委員会の意見を集約し、各常任委員会に関連する事項については横断的に取りまとめた意見を付すこととした次第である。

以上の経過を踏まえ、本市議会は下記のことを強く求めるものである。

記

1 学校給食関係について

(1) 各小学校の給食調理員については、その配置人員の適正化を図るとともに、正規職員については原則1名体制とすることを平成24年度に向けた当面の目標とすること。

なお、その経過等については適宜報告すること。

(2) 上記の目標を早期達成するため、正規職員の不補充、配置転換や職種変更等の方策を視野に入れた基本方針を平成22年3月末までに示すこと。

なお、その基本方針は、学校規模適正化にともなう「学校統廃合問題」など、小学校の学校給食事業に関する諸問題を総合的に勘案したものとすること。

- (3) 各小学校に配置する正規職員については、安全・安心な給食の提供を確保するため、現場での指導能力を十分に発揮できるように研鑽の機会を与えること。

2 職員厚生会（福利厚生）について

- (1) 職員厚生会への公費負担の廃止に向け、平成23年度末までに福利厚生事業のあり方やその事務取扱に関する諸問題の解決を図ること。
なお、その検討経過、実施事業については適宜報告すること。

3 競輪事業について

- (1) 義務的経費（選手賞金や関係団体への交付金等）については、各競輪施行者と連携し、還付金制度の延長または交付金納付率の引き下げの実現といった陳情等を関係団体へ継続して積極的に行っていくこと。
- (2) 節減可能な運営経費（賃金や委託業務費等）は、その節減が可能な部分について見直しを行うとともに、競輪事業に関する全ての業務の中から民間委託の導入が可能な業務を精査し、実施可能なものは、早急に業務委託への移行を図ること。
- (3) 一部未整備施設が残存していることから、老朽化の状況及び未改修部分の整備の必要性並びに整備中の競輪開催休止期間及び収益への影響を十分考慮し、整備計画を見直した上で、改修を進めること。
- (4) 入場客の利便性の向上、イベント開催や滞留施設の充実による競輪場の新たな活用を図る上で、集客施設の基本となる交通アクセスの改善や渋滞緩和策について、検討をすること。
- (5) 従来からの顧客のほかに、新規顧客獲得を目指すためのファンサービスのあり方を調査分析し、サービスの提供に取り組むこと。
- (6) ビッグレースは、地元ファンが開催を望み、また、車券発売の増進が期待できるとともに競輪事業の活性化につながるため、積極的に誘致活動を展開することが必要である。開催には他の競輪場との兼ね合いもあるが、再誘致

の目安となる4～5年毎に1度の開催を実現できるよう、GⅡクラスの特別競輪（共同通信社杯競輪など）について、継続した誘致活動を進めて行くこと。

4 リサーチヒル（企業誘致）について

(1) 企業誘致については、大分県との調整及び本市地区計画の見直し等により誘致業種や用途の緩和などに踏み込んだ対策を講じ、推進すること。また、大分県の優遇措置として、企業立地促進補助金、大規模投資促進補助金、コールセンター企業立地促進補助金及びソフトウェア業等立地促進補助金があるが、市独自の新たな優遇措置についても検討すること。

(2) 別府リサーチヒルについては、相当額利息の累積支出額の増加を回避するため、土地開発公社からの引き取りを実施すること。また、その期限は、現在の債務負担行為の設定期間である平成23年度末までとすること。

なお、その財源確保については、将来的な相当額利息の軽減額のほか、本造成地引き取り後に、土地開発公社の設立目的に関連する業務が実質的になくなる状況を勘案し、公社を解散し、その解散による清算金についても財源とすることも試案の一つとして検討すること。

5 し尿処理場春木苑について

(1) 施設については、今後、早急に最新式施設導入の方向で検討すること。

(2) 今後、施設に対する基本方針、将来像、財源等を含めた財政的規模、敷地の有効活用及び周辺対策等を含め、調査・研究を実施し、その結果について平成22年度末までに報告すること。

6 第3期可燃物収集業務民間委託について

(1) 行革とは矛盾した補充採用の問題等を含め、早急に職員の職種変更、配置転換等、再度あらゆる方法を模索、検討し直し、平成22年度末までに、これまで民間委託実施にともない支障となっている諸問題を解決し、平成24年度以内の「第3期可燃物収集業務民間委託」実施に向けた積極的な取り組み

みに努めること。

- (2) 市として、不燃物、資源ごみ等その他の収集業務も含め、今後の分別収集のあり方や環境施策に対する将来像、新規事業等について長期的計画に基づく組織作りを図り、将来的に安心・安定したサービスの提供に努めるとともに、本市の緊急、災害時に迅速かつ対応可能な組織体制作り並びに本市が先進地となり得る企画、実行能力に秀でた環境行政に精通した人材の育成等に努めること。

7 水道事業について

- (1) 職員の新規採用については当面は抑制し、また、委託の推進に伴う人員配置については、人事交流の課題を市長部局と協議し、平成22年度中に調整すること。

なお、その進捗状況や経過については適宜報告をすること。

- (2) 職員の職務（事務）に合わせた現実的な職種に改める必要があることから、早期に是正を行うこと。
- (3) 中期経営計画の策定に際し、隧道の保全・改修等を含めた将来に渡る事業負担金の発生に備え、その財源を準備金として明確にするため引当金等の方策を講じること。
- (4) 水道料金の値下げを視野に入れた財政運営に努めること。

8 総合的な職員人事（等）について

- (1) 上記の「1 学校給食関係について」、「6 第3期可燃物収集業務民間委について」及び「7 水道事業について」の職員関連事項は、包括的に検討を要するものであることを強く認識し、且つ、縦割り組織に縛られることなく、職種の変更や人事の交流については一体的な方策を講じること。

なお、その進捗状況や経過については、適宜報告すること。

- (2) 職員定数やその配置については、長期的な視点に立ち、将来的な業務のあり方や市民サービスの変遷に対応できる組織体制を目指すこと。また、職員採用についても定年制の延長等、長期的な人件費の見通しを十分に勘案し、計画的に実施すること。

以上、決議する。

平成22年3月8日

別府市議会